

平成 22 年 9 月 1 日

福島大学プロジェクト研究所

## 『権利擁護システム研究所』

少子高齢化が進むなか、認知症や知的ないし精神的な障がいがあるために判断能力に困難が伴う人々を地域で支えていくための、包括的な権利擁護システムの確立が社会的なニーズになっています。そのための制度として、成年後見制度や社会福祉協議会がやっている日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）あるいは高齢者虐待防止法が制定されてきました。しかし、成年後見人をはじめとした権利擁護のための人材は、全国的にもまだ十分養成されているとはいえず、社会的要請に応え切れていない状況です。

これまでも司法分野・社会福祉分野の双方から、権利擁護のためのシステム構築や人材養成に向けた取り組みが各地で行われてきましたが、この両者にまたがる包括的なシステム構築は、いまだ十分確立しているわけではありません。

福島大学には、法律系分野と福祉系分野の双方の研究者が多数おり、既存の学問分野を超えた学際的な共同研究が可能です。

また、福島大学では、2007～2009 年度にわたり文部科学省の委託事業として「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」を実施し、県内を中心とした裁判所・弁護士会・司法書士会・社会福祉協議会・社会福祉士会など関係団体と連携し、権利擁護の人材育成のための教育プログラムを展開してきた実績があります。

2009 年度で終了した本プログラムの受講者のなかから、すでに後見人等を受任した人が 10 名ほど出ており、また、福祉施設や地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護業務に当たっている人も多数存在します。

こうした事業の意義を継承し、包括的権利擁護システムの構築と人材育成に向けた教育プログラムの開発、さらには権利擁護のための地域ネットワークの構築等を狙いとした研究を推進しています。その成果のひとつが、10 月に刊行する著書（『社会的弱者の支援に向けて』明石書店）です。そしてそれをテキストとして、今年度後半、前記プログラムの展開に対する地域の強いニーズを受けて、学生・院生・（専門職を含む）社会人に向けた公開の講座を開講する予定です。

（お問い合わせ先）

行政政策学類教授 新村繁文

電話：024-548-8323

権利擁護のための「支援者養成公開講座」のご案内  
～「社会的弱者」の権利擁護とその方法～

< 講座の目的 >

新自由主義的な構造改革の進展によって、セーフティネットが崩壊したと言えるような状況となっています。高齢者・障がい者や貧困層など、福祉的支援を必要としている人（「社会的弱者」）の権利状況は文字通り危機に瀕しています。そんな中、専門職や市民を中心に、そうした人たちの権利を積極的に擁護していこうという活動が各地で活発になりつつあります。

本講座は、そうした人たちにとっての「権利擁護」とはなにか、そのために何が必要か、権利擁護のために利用できる（法や福祉の）制度にどのようなものがあるか、支援者としてどのような知識・スキルを身につければよいか、実際にどのようなケースがありどのような支援が行われているか等々につき、実際に役に立つ理論と実践的スキルを、受講者のみなさんに学んでいただくということを目的としています。

講師陣には、本学のスタッフだけではなく、実際に権利擁護の現場で活躍している専門職のみなさんにもはいていただいております。

< カリキュラム&開講期日（予定） >

\*いずれも、土曜日 14：40～17：50（4・5時限目：2コマずつ）

00. オリエンテーション	10月2日
01. 福祉における権利擁護の不可欠性	10月2日
02. 公的責任としての社会福祉	10月16日
03. セーフティネットとしての生活保護	10月16日
04. 高齢者・障がい者のための福祉サービス	11月6日
05. 日常生活自立支援事業：現状と課題	11月6日
06. 福祉サービスにおける苦情解決	11月13日
07. 権利擁護としての財産管理	11月13日
08. 扶養と相続	11月27日
09. 成年後見制度：現状と課題	11月27日
10. 消費生活と法	12月11日
11. 権利擁護をめぐる実務：社会福祉士の立場から	12月11日
12. 虐待への対応と支援	1月8日
13. 相談援助と権利擁護	1月8日
14. 権利擁護をめぐる実務：法律家の立場から	1月22日

15. まとめ：権利擁護ネットワークと市民後見

1月22日

\*なお、この他に、権利擁護ネットワーク等に関する近隣の先進的取り組みを視察するため、バス旅行（日帰りないし1泊2日）を予定しています。

<会場>

・福島大学金谷川キャンパスのM・24教室（M棟）です。

<受講料>

・テキスト代等の実費のみをいただきます。

<申込方法> 締め切りは、9月30日です。

・以下の申込用紙を用いて、FAXで024-548-8323（新村）または024-548-5160（清水）宛てにおねがいします。

FAXのない方は、メールで、下記アドレスのいずれかにおねがいします。

niimura@ads.fukushima-u.ac.jp（新村） / akinori@ads.fukushima-u.ac.jp（清水）

受講申込書			
氏名	ふりがな		
住所	〒		
連絡先 （自宅電話・ FAX）		連絡先 （携帯電話・ メールアドレス）	
勤務先名			
職業		所有している 専門資格	

\*この用紙をそのままFAXで送信してください。

\*お預かりした個人情報は、管理に留意し、目的以外に使用しません。